

議案第11号

佐倉市精神障害者入院医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市精神障害者入院医療費助成条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年11月26日提出

佐倉市長 蕨 和 雄

佐倉市条例第 号

佐倉市精神障害者入院医療費助成条例の一部を改正する条例

佐倉市精神障害者入院医療費助成条例（平成7年佐倉市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第6号中「佐倉市重度心身障害者の医療費助成に関する条例（昭和49年佐倉市条例第9号）」を「佐倉市重度心身障害者医療費の助成に関する条例（平成27年佐倉市条例第32号）」に改め、同条第2項中「前項第4号」を「第1項第4号及び前項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項第4号に規定する精神障害者及びその保護者が、地方税法（昭和25年法律第226号）第318条に規定する賦課期日において指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、市民税所得割額を算定するものとする。

附 則

この条例は、平成31年1月1日から施行する。